

取り外して使える

別冊

〈特別号〉 申告相談の おしらせ

必ず事前予約を！

完全予約制

岡本税務課（市民税担当） Tel 23-1111（代）

令和5年分確定申告・令和6年度分住民税申告

■申告期間

2月16日金～3月15日金の平日

※2月25日曜のみ休日申告実施

■申告会場

- ・石岡市役所 1階（メロディアスホール）
- ・八郷総合支所 1階（101～103会議室）

■全ての申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード
 - ・（マイナンバーカードがない場合）
通知カードまたはマイナンバー付き住民票 + 写真付き本人確認書類
- ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーも必要です。
- ・利用者識別番号の通知（確定申告の人のみ）
- ←詳しくは申告相談のおしらせ②に記載

■予約受付期間

定員となり次第、予約終了となります。当日受付は行いません。
申告相談を受ける場合には、必ず希望日の2日前までに予約し、予約した時間にお越しください。相談時間は1人20分程度です。

○インターネット予約

① 2月申告分：1月23日～2月7日

② 3月申告分：2月20日～3月5日

午前8時30分～午後11時59分

（1月24日・2月21日は

午後4時59分まで）

※詳しくは右の二次元コードから、
または「石岡市 確定申告 WEB
予約」と検索してください。



○石岡市公式 LINE を使ってみよう！

確定申告のほか、様々な市政情報
が配信されます。ぜひ友だち登録
をお願いします▶



○電話予約（直通：0299-56-2880）

① 2月申告分：1月25日～2月7日

② 3月申告分：2月22日～3月5日

午前9時～正午・午後1時～4時30分

（土日・祝日を除く）

※受付初日～3日目は電話が大変混みあいます。

予約日（申告日）にこだわりがない場合や、スケジュールに余裕のある場合は、3日目以降にご連絡ください。

※予約日（申告日）については、支所の2月下旬以降および3月初旬以降は比較的余裕があります。ぜひご検討ください。

医療費や扶養控除の追加だけ…など

所得税還付申告のみの人は、先行して申告できます！

申告期間：2月7日～9日

申告会場：石岡市役所 1階メロディアスホール・八郷総合支所 103 会議室

予約方法：1月25日～2月6日に電話（56-2880）でご予約ください。

※1日あたりの予約人数には限りがあります（100人程度）。

医療費控除の明細書 書き方相談会 & スマホで申告相談会 を同時開催

医療費控除の明細書書き方相談会と、税務署職員によるスマホで申告相談会が同時開催されます。医療費控除の申告をスマホでやってみたい人はぜひご参加ください。

医療費控除の明細書 書き方相談会

石岡地区：1月16日 月

八郷地区：1月19日 金

午前の部：9時30分～11時30分

午後の部：1時30分～4時30分

スマホで申告相談会

石岡地区：1月16日 月 の午後の部

八郷地区：1月19日 金 の午後の部

・スマホで申告相談の対象者（以下の条件すべてに当てはまる人）

- ①マイナンバーカードをお持ちの人
- ②収入が給与、または年金のみの人
- ③医療費控除の申告をする人（明細書作成済みであること）

※予約不要・先着順で受付となります。状況により、受付を終了する場合がございます。

確定申告時に必要

利用者識別番号

市の会場で確定申告をする際には、利用者識別番号が必要になります。

すでに取得されている人は、利用者識別番号が分かるものをご持参ください。

また、税務署から「〇〇年分 確定申告のお知らせ」のはがきが届いている場合は、番号が記載されている可能性がありますので、はがきをご持参ください。

利用者識別番号がない人は申告相談時に取得するため、お時間がかかりますのでご了承ください。

住民税申告書作成は HP で！

市ホームページで市・県民税の申告書が作成できます。作成し印刷した申告書は、税務課市民税係に郵送などで提出してください。

作成方法：右の二次元コードまたは市ホームページから案内に従って進んでください。



※申告書の作成のみでは、申告したことにはなりません。印刷してご提出ください。

住宅ローン・配当控除は税務署へ

住宅借入金等特別控除（家を建てたときの住宅ローン控除）・株の配当控除に関する申告は、市の会場では受け付けておりません。土浦税務署で申告をするか郵送・電子申告を行ってください。

土浦税務署での申告についての詳細は、申告相談のおしらせ④の「土浦税務署からのおしらせ」をご覧ください。



医療費控除明細書は必ず記入

医療費控除を申告される際は、医療費控除の明細書を**必ず記入**してください。記入していない状態での申告相談は受け付けません。記入方法が分からない場合などは、事前にお問い合わせください。

医療費控除の明細書は、確定申告書などと同様に様式が指定されています。国税庁ホームページもしくは市ホームページから取得可能です。



◀ 国税庁
ホームページ



◀ 石岡市
ホームページ

書類不備にご注意ください

給与や年金の源泉徴収票などは、申告の際に提示していただきますので、必ずご持参ください。

また、収支内訳書や医療費控除の明細書は、作成済みでない場合、申告相談ができませんので、必ず作成の上ご来庁ください。

自主申告箱は2か所

石岡市役所 1階メロディアスホール・八郷総合支所 103会議室の2か所のみです。



夫の扶養範囲内で働いているけど…
私は確定申告が必要？

年金収入、給与収入、事業収入… 収入別に確認してみましょう

その1

無収入・非課税収入

▶次の方は住民税申告書を郵便で提出してください。

- ・遺族年金・障害年金のみを受給している人
- ・市外在住者の税金上の扶養に入っている人
- ・国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度加入者とその同一世帯員
- ・マル福受給者とその配偶者、親など
- ・各種手当の受給者

※市内在住者の扶養を除く

※前年度に住民税申告した人は、住民税申告書が市より郵送で届きます。同封の書き方に従って記入し、返送してください。

▶次の方は申告の必要はありません。

- ・令和6年1月1日現在、市内在住者の税金上の扶養に入っている人

その2

給与収入

▶次の方は申告してください。

- ・医療費控除などの所得控除の追加がある人
- ・2カ所以上から給与をもらった人
- ・事業所得、不動産所得、年金など、給与以外に所得がある人
- ・給与の年間収入が2,000万円を超える人
- ・令和5年中に退職または転職し、年末調整が済んでいない源泉徴収票がある人

▶次の方は申告の必要はありません。

- ・令和5年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整し、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人

※年末調整や、給与支払報告書提出の有無については、お勤めの事業所にご確認ください。

その3

公的年金収入

▶次の方は申告してください。

- ・令和5年中の公的年金収入が400万円を超える人
- ・給与所得や事業所得、不動産所得など公的年金以外の所得がある人
- ・医療費控除などの所得控除の追加がある人
- ・令和5年中の公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得がある人

▶次の方は申告の必要はありません。

- ・令和5年中の公的年金収入が400万円以下で年金以外に所得がない人

※所得税が引かれている場合は、申告すれば所得税が還付される場合があります。公的年金の源泉徴収票を確認し、不明な点は年金機構にお問い合わせください。

国土浦年金事務所（自動音声案内）

TEL 029-825-1170

その4

事業収入

▶次の方は市で申告できます。

- ・白色申告者で、作成済みの収支内訳書をお持ちの人

専用ページを作成しました！

申告に必要なもの
については市ホームページをご確認ください▶



次の相談は土浦税務署へ

①青色申告 ②土地・建物・株などの譲渡所得③過年度分 ④先物取引 ⑤繰越控除 ⑥自衛隊若年退職者給付金 ⑦住宅関連の特別控除 ⑧雑損控除（住宅被害など） ⑨国外居住親族の扶養控除など ⑩仮想通貨 ⑪山林所得 ⑫令和5年中に亡くなられた人の申告 ⑬株の配当控除 ⑭所得税以外（個人消費税など）の申告

※国や地方公共団体（市や県など）に土地を売った場合は石岡市の会場で申告ができます。

＼自宅から申告できる！／ e-Tax・スマホ申告が便利です

▶確定申告には、自宅からスマホ・パソコンで利用できるe-Tax・スマホ申告が便利です。

確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます（申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から作成できます）。

また、作成した申告書は、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、早めの取得をお願いします。

ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。

～障害者控除対象者～

申告用の認定書を交付します

対象者：身体障害者手帳・療育手帳などを持っていない65歳以上で、要介護（要支援）認定を受けている人

※対象者の認定判定は、介護認定資料などを基に行うため、要介護等認定を受けていても該当しない場合があります。

申請方法：対象者の介護保険証と認め印を持参して、高齢福祉課または支所市民窓口課で申請してください。

※申請者と対象者が異なる場合は両方の認め印が必要です。

問本高齢福祉課 TEL 23-7326

土浦税務署からのおしらせ

○申告会場が変わります

土浦税務署が開設する、令和5年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場は、以下の場所に変更となりますので、ご注意ください。

期間	申告会場	対象者
2月15日困までの平日	土浦税務署庁舎3号館	還付申告の人
2月16日金～3月15日金までの平日および2月25日回	土浦市中央2丁目16-4土浦市亀城プラザ	全員

※2月16日金～3月15日金は、土浦税務署庁舎では申告相談ができません。

※来場者用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

※申告に関するお問い合わせは土浦税務署へお願いします。

受付時間：午前9時～午後4時

（混雑状況により終了時間を早める場合があります）

入場方法：国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券（または当日配布の入場整理券）が必要です。

国税庁LINE公式アカウントはこちらから▶



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からも確定申告書を作成できます▶



問土浦税務署 TEL 029-822-1100

※医療費控除の明細書や申告書・収支内訳書などは国税庁ホームページもしくは本庁税務課または支所市民窓口課で取得できます。

